

長野県からのお知らせ【業務報告書の提出について】

建築士事務所の業務報告書の提出先が

(一社) 長野県建築士事務所協会に変わりました。

事業年度ごとに提出する「設計等の業務に関する報告書」（業務報告書）の提出先が、令和7年4月から、一般社団法人長野県建築士事務所協会になりました。

また、建築士事務所登録受付システムによる業務報告書のオンライン申請も可能となりました。同システムでは、建築士事務所の新規・更新登録、変更届などの申請・届出も同様に行うことができます。（協会のホームページから、システム利用登録画面に移動できます。）

ぜひ、オンライン申請をご利用ください。

（その他の提出方法）

・電子メールで提出することができます。（E-mail houkoku@nsjk.com）

・従来の紙による提出の場合は、持参又は郵送で受け付けます。

（控えが必要な方は正副2部と返信用封筒を同封してください。）

«送付先» 〒380-0845 長野市南長野西後町 1597-1 長野表参道ビル 6F

（一社）長野県建築士事務所協会あて

※「業務報告書在中」と明記してください。

建築士法第23条の6（設計等の業務に関する報告書）

建築士事務所の開設者は、国土交通省令に定めるところにより、事業年度ごとに、（中略）設計等の業務に関する報告書を作成し、毎事業年度経過後3月以内に当該建築士事務所に係る登録をした都道府県知事に提出しなければならない。

業務報告書の提出について、以下の事項に注意してください。

- 押印不要です。
- 業務実績の有無にかかわらず、すべての建築士事務所に提出義務があります。
- 事務所の決算月によって報告期限が異なります。

法人開設の事務所は、決算月から3月以内。

個人開設の事務所は、12月が決算月のため、毎年3月31日が報告期限となります。

- 新規登録の事務所も、初年度分から報告が必要です。
- 所属建築士の変更があった場合は、別途変更届が必要になります。
- 提出された業務報告書は一般の閲覧に供するため、間違えがないように確認してください。

お問合せ先 長野県建設部建築住宅課指導審査係 TEL 026-235-7335

又は 一般社団法人長野県建築士事務所協会 TEL 026-225-9277

（業務報告書の受付等業務は（一社）長野県建築士事務所協会へ委託しています。）

詳細は（一社）長野県建築士事務所協会ホームページをご確認ください。